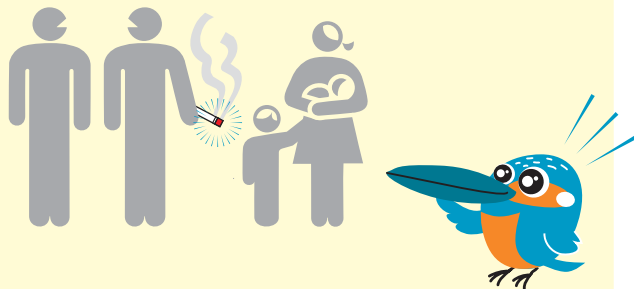


条例 Q&A

Q なぜこの条例ができたの？

A この条例は、禁煙やたばこの撲滅を目的とするものではありません。

路上での喫煙による被害を防ぐことで、健康的で安全・安心な生活環境を保つため、この条例ができました。



Q なにが決められているの？

A 市内全域で、周囲の人へ被害を与える場所での喫煙などは控えることが定められています。

また、路上喫煙禁止地区を定め、そこで喫煙を禁止しています。

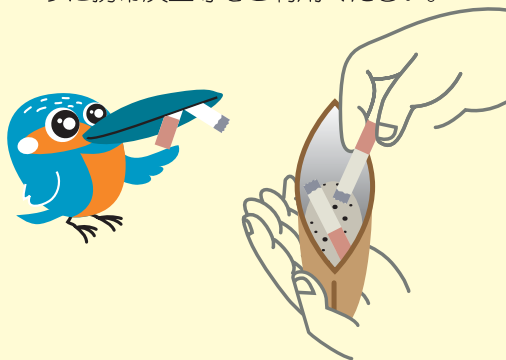
詳しくは裏面をご覧ください。



Q 路上喫煙禁止地区以外の場所ではたばこを吸ってもいいの？

A 道路や公園その他の屋外の公共の場所、特に小さな子供のいる場所などでは、喫煙を控えましょう。

また、周囲に人がいない場所で喫煙する際も、たばこの吸殻を捨てることのないように携帯灰皿等をご利用ください。



絵日記に **歩きタバコをやめたパパ**
(静岡市路上喫煙マナーアップ川柳コンクール 最優秀作品)



Keep Smoking manners and rule.

静岡市

生活文化局 市民生活部 市民生活課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL : 054-221-1058

E-mail : seikatsu@city.shizuoka.lg.jp

平成24年9月作成

静岡市

路上喫煙による 被害等の防止



に関する条例

守ろう！
喫煙マナー
とルール





路上喫煙禁止エリアマップ

Public Non-smoking Area



平成24年10月1日から静岡駅南口広場地区が路上喫煙禁止になります。

禁止地区で禁止されていること

歩行中の喫煙行為だけでなく、立ち止まったの喫煙、腰掛けての喫煙、自転車の乗車中の喫煙など、喫煙及び火のついたタバコを持つこと自体が禁止されています。携帯灰皿を使用しての路上喫煙も禁止です。また手に持っていないくても、放置することも含まれます。

指導員と過料について

路上喫煙禁止地区では、路上喫煙被害等防止指導員が巡回指導を行っています。指導員は地区内での喫煙者に指導をするとともに、2000円の過料を徴収することができます。



■が路上喫煙禁止地区です。(地下道は地下部分です)

Smoking in a "Public Non-smoking Area" is prohibited.

在路上吸烟禁止地区，在路上不许吸烟。